### 川崎市の相談支援に係る報酬

### 計画相談支援

#### ~厚生労働省告示第125号のまとめ~

障害者自立支援法第51条の17に規定(申請→決定等を受けていること)される支援を行ったとき

- 1 サービス利用支援費
- 1,600単位×10.63(3級地)=17,008円/月
- 2 継続サービス利用支援費
- 1,300単位×10,63(3級地)=13,819円/月
- 3 指定基準を満たさないで行った場合には算定しない 注1)
- 4 障害児相談支援対象保護者に対して計画相談支援を行った場合には算定しない→障害児相談として算定
- 5 継続サービス利用支援→サービス利用支援(つまり、更新時)… サービス利用支援費のみ算定
- 6 居宅介護支援費重複減算(I)…要介護1,2 指定居宅介護支援と一体的に行う場合 -700単位/月
- 7 居宅介護支援費重複減算(Ⅱ)…要介護3~5 指定居宅介護支援と一体的に行う場合 -1,000単位/月
- 8 介護予防費重複減算…要支援1,2 指定介護予防支援と一体的に行う場合 -112単位/月

利用者負担上限額管理加算 150単位×10.63(3級地)=1.594円/月

注1) 厚生労働省令第28号に定める基準のうち、次のものを満たさなかった場合のこと

第15条第2項第6号 アセスメント…居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接

第8号 計画案について利用者又はその家族に説明、文書で同意を得る 第9号 案を利用者等に交付

第10号 連絡調整、サービス担当者会議等で案の内容説明、意見を求める

第11号 サービス担当者会議後の案を利用者又はその家族に説明、文書で同意を得る

第12号 サービス等利用計画を利用者等及び担当者に交付

第15条第3項第2号 モニタリング・・・継続的に連絡、期間ごとに居宅等を訪問、面接、記録

### 障害児相談支援

#### ~厚生労働省告示第126号のまとめ~

児童福祉法第24条の26に規定(申請→決定等を受けていること)される支援を行ったとき

- 1 障害児支援利用支援費 1,600単位×10.72(3級地)=17,152円/月
- 2 継続障害児支援利用支援費 1,300単位×10,72(3級地)=13,936円/月
- 3 指定基準を満たさないで行った場合には算定しない 注2)
- 4 継続障害児支援利用支援→障害児支援利用支援(つまり、更新時)… 障害児支援利用支援費のみ算定

利用者負担上限額管理加算 150単位×10.72(3級地)=1,608円/月

注1) 厚生労働省令第29号に定める基準のうち、次のものを満たさなかった場合のこと

第15条第2項第6号 アセスメント…居宅を訪問し、障害児及びその家族に面接

第8号 計画案について障害児及びその家族に説明、文書で同意を得る

第9号 案を障害児等に交付

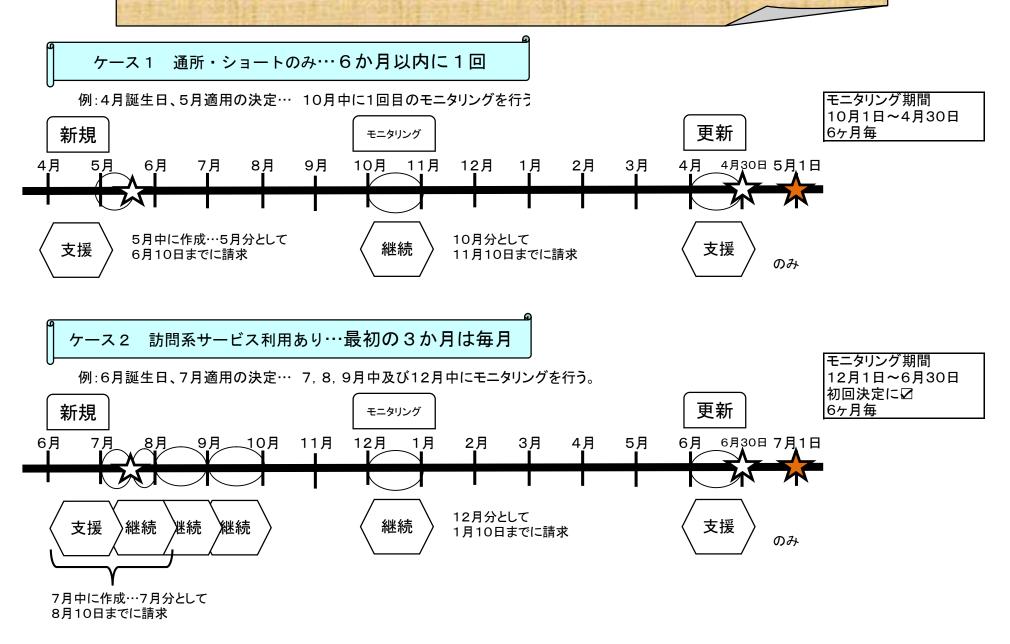
第10号 連絡調整、サービス担当者会議等で案の内容説明、意見を求める

第11号 サービス担当者会議後の案を障害児及びその家族に説明、文書で同意を得る

第12号 サービス等利用計画を障害児等及び担当者に交付

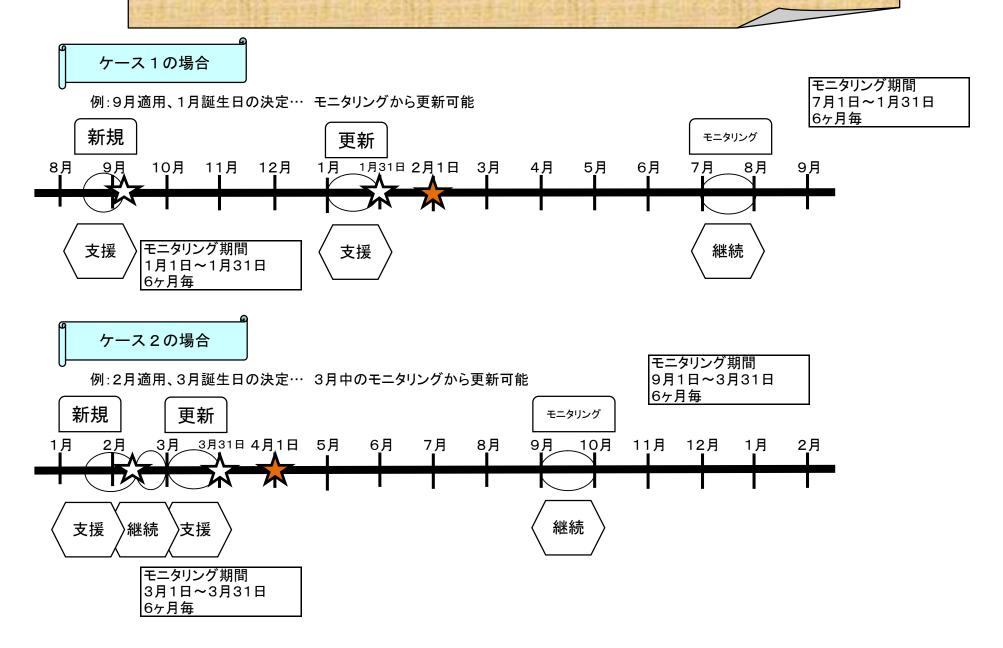
第15条第3項第2号 モニタリング…継続的に連絡、期間ごとに居宅を訪問、面接、記録

### 川崎市が例示するモニタリングの標準期間について (一年間の支給決定)



※利用者の状態等に応じて、適宜定められる。計画書(案)でモニタリング期間も「提案」される。

## 川崎市が例示するモニタリングの標準期間について (一年未満の支給決定)



※利用者の状態等に応じて、適宜定められる。計画書(案)でモニタリング期間も「提案」される。

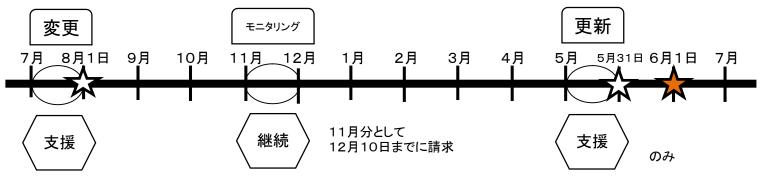
# 川崎市が例示するモニタリングの標準期間について

ケース1						ケース2				
誕生月	作成	モニタリング期間	実施時期	実際に行う月	誕生月	作成	モニタリング期間	実施時期	実際に行う月	
3月	4月~9月	9月1日~3月31日		9月中・3月中	3月	4月	9月1日~3月31日	6ヶ月毎	4月、5月、6月+9月、3月	
4月	10月~3月 5月~10月	3月1日~3月31日 10月1日~4月30日		3月中 10月中·4月中		5月 6月			5月、6月、7月+9月、3月 6月、7月、8月+9月、3月	
	11月~4月 6月~11月	4月1日~4月30日 11月1日~5月31日	6ヶ月毎	4月中 11月中·5月中		7月 8月			7月、8月、9月+3月 8月、9月、10月+3月	
5月	12月~5月	5月1日~5月31日		5月中		9月			9月、10月、11月+3月	
6月	7月~12月 1月~6月	12月1日~6月30日 6月1日~6月30日		12月中·6月中 6月中		10月 11月	3月1日~3月31日		10月、11月、12月+3月 11月、12月、1月+3月	
7月	8月~1月 2月~7月	1月1日~7月31日 7月1日~7月31日		1月中·7月中 7月中		12月 1月			12月、1月、2月+3月 1月、2月、3月	
8月	9月~2月 3月~8月	2月1日~8月31日 8月1日~8月31日		2月中·8月中 8月中		2月 3月			2月、3月	
9月	10月~3月	3月1日~9月30日 9月1日~9月30日		3月中·9月中 9月中	4月	5月 6月	10月1日~4月30日	6ヶ月毎	5月、6月、7月+10月、4月 6月、7月、8月+10月、4月	
10月	11月~4月 5月~10月	4月1日~10月31日 10月1日~10月31日		4月中·10月中 10月中		7月 8月			7月、8月、9月+10月、4月 8月、9月、10月+4月	
11月	12月~5月 6月~11月	5月1日~11月30日 11月1日~11月30日		5月中·11月中 11月中		9月 10月			9月、10月、11月+4月 10月、11月、12月+4月	
12月	1月~6月 7月~12月	6月1日~12月31日 12月1日~12月31日		6月中·12月中 12月中		11月 12月	4月1日~4月30日		11月、12月、1月+4月 12月、1月、2月+4月	
1月	2月~7月 8月~1月	7月1日~1月31日 1月1日~1月31日		7月中·1月中 1月中		1月 2月			1月、2月、3月+4月 2月、3月、4月	
2月	3月~8月 9月~2月	8月1日~2月28日 2月1日~2月28日		8月中·2月中 2月中		3月 4月			3月、4月 4月	

## 計画変更時の取り扱い

## 支給決定あり

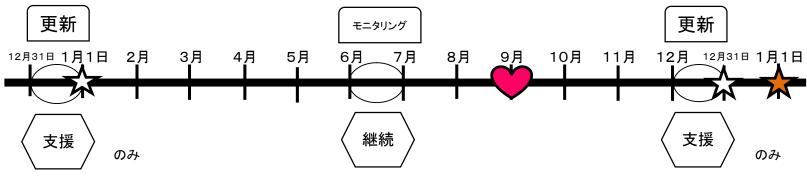
例:5月誕生日、モニタリング期間は11月1日~、通所日数が8月1日適用で月15日→20日に変更になる



法に基づく申請を受け、給付決定等を受けるため、対象者 →サービス(障害児支援)利用支援費を算定

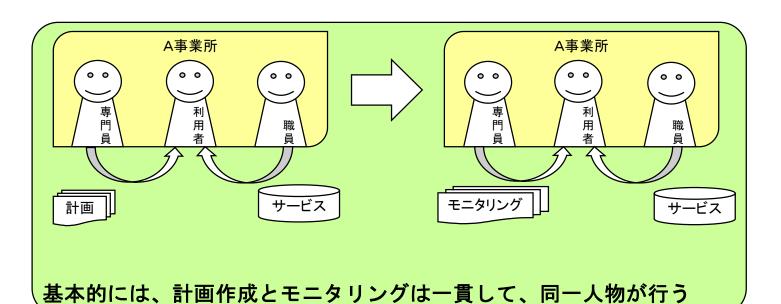
### 支給決定なし

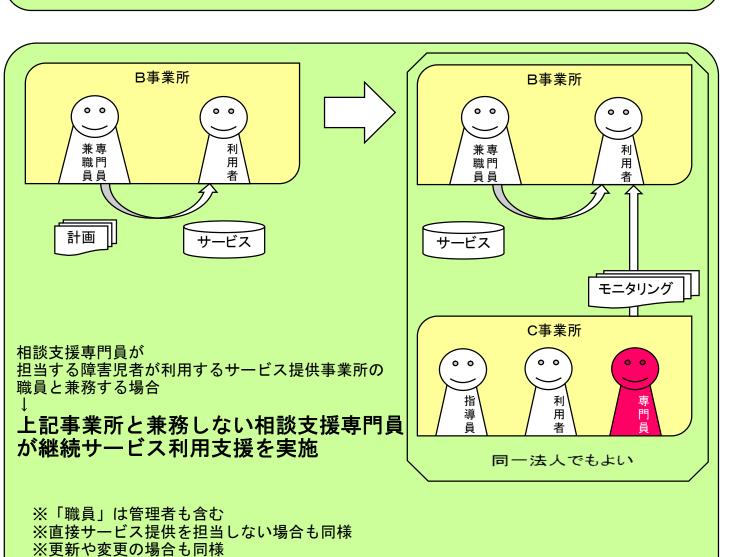
例:12月誕生日、モニタリング期間は6月1日~、9月からA事業所の利用時間が月3時間減り、B事業所の利用時間が月3時間増え、支給決定量の変更なし



法に基づく申請及び給付決定等は受けないため、対象外 →サービス(障害児支援)利用支援費は*算定しない* 

# 相談支援専門員とサービス提供事業所職員の兼務に関する 注意事項





※最初3ヶ月行う場合は、その間は同一の専門員でよい

# 手続きの流れについて

